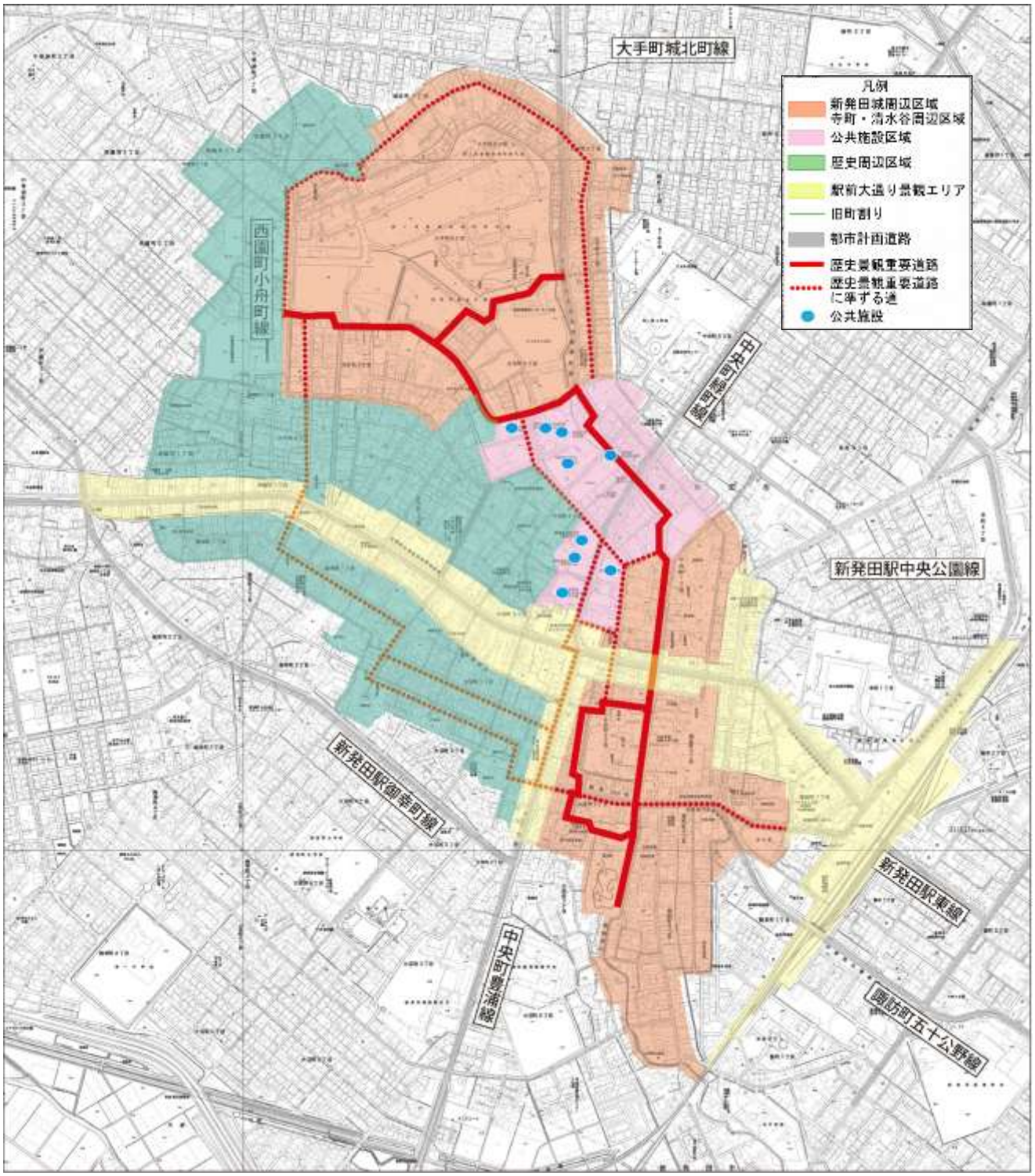
新発田市景観計画



平成20年3月　令和７年２月変更

新発田市



「歴史景観エリア」及び「駅前大通り景観エリア」の区域拡大図

※「歴史景観重要道路*」「歴史景観重要道路に準ずる道*」について

「歴史景観重要道路」＝新発田城址公園から寺町を経て、清水園に至る南北の軸は、城下町としての骨格が現在も色濃く残る場所で、景観上最も重要な道路であることから、歴史的景観の形成を図っていく道。

「歴史景観重要道路に準ずる道」＝城下町の面影が残っていることから、回遊道として、将来的に景観形成を図っていく道。

第６章　景観重要公共施設の整備に関する事項及び許可の基準

道路や河川などの公共施設は、景観を構成する要素の一つであり、地域のシンボルとなりうるものである。よって、良好な景観の形成を進めるにあたり、これら公共施設が景観に与える影響は大きく、整備にあたっては、本景観計画に基づき、景観づくりの先導的な役割を果たすように努める必要がある。

したがって、良好な景観形成を図るうえで重要なものについて、景観重要公共施設*に位置付け、必要な整備方針を定めるものとする。

＜　①河川　省略　＞

②道路

Ａ．景観重要公共施設*の名称

「歴史景観重要道路*」

Ｂ．景観重要公共施設*の整備に関する方針

新たに整備を行う場合は、次の事項に配慮する。

◇品格ある道とするため、城下町の風情を感じられるように配慮するとともに、電線類の地中化や緑化にできるだけ配慮する。

◇道路付属物を設ける場合は、魅力ある歴史的景観を阻害しないように華美な意匠*を避ける。

◇歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。

Ｃ．道路法第 32 条第１項又は第３項の許可の基準

景観重要道路内において、公衆電話などの工作物の道路占用の許可を行う場合は、次の事項に配慮する。

◇工作物は、街角やアイ・ストップ*、その他景観形成上重要な位置に設置しない。また、標識やサイン等の認知を妨げない位置とする。

◇工作物の色彩*は、道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサインなどと調和し、各エリアにおける色彩*制限の範囲とする。